

有効期間 5 年（令和 10 年 12 月 31 日まで）

令和 5 年 3 月 20 日

交通部各課・隊長
各警察署長 様

警察本部長
（交通企画課）

原動機を用いる身体障害者用の車に係る警察署長の確認について（通達）

道路交通法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 32 号）及び道路交通法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和 4 年内閣府令第 67 号。以下「改正府令」という。）の規定により、身体障害者用の車に関する規定が整備され、令和 5 年 4 月 1 日から施行される。同日以降、改正府令による改正後の道路交通法施行規則（昭和 35 年総理府令第 60 号。以下「府令」という。）第 1 条の 5 第 2 項の規定に基づく原動機を用いる身体障害者用の車に係る警察署長の確認（以下「確認」という。）の手續等について、下記のとおり運用するので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、「原動機を用いる身体障害者用の車椅子に係る警察署長の確認の一部改正について」（令和 3 年 2 月 4 日付け警察本部長通達）については、同日をもって廃止する。

1 確認の手續

(1) 市町長から通知があった場合の確認

市町長から、所轄警察署長（府令第 1 条の 5 第 2 項に定める利用者の住所地を管轄する警察署長をいう。以下「所轄警察署長」という。）に対し、別記様式第 1 の通知書により、車体の大きさの基準（同条第 1 項第 1 号に定める基準をいう。以下「基準」という。）に適合しない電動車椅子（補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 528 号）に規定する電動車椅子をいう。以下同じ。）の購入に要した費用を身体障害者（児）に対して補装具費として支給することを決定した旨の通知があったときは、同通知書及び同通知書の添付書面により、速やかに確認を行い、当該市町長に対し、別記様式第 2 の確認証（以下「確認証」という。）を送付するものとする（市町長は、支給に係る電動車椅子が基準に適合しない大きさであることを確認した後に所轄警察署長に通知し、所轄警察署長から送付された確認証を利用者に交付することとなる。）。

(2) その他の場合の確認

ア 申請の手續等

確認は、車体の大きさの基準に適合しない身体障害者用の車の利用者又は利用者から依頼を受けた者から、所轄警察署長に対し、別記様式第 3 の確認申請書の提出があった場合に行うものとする。

イ 審査の方法

申請に係る利用者が申請に係る大きさの身体障害者用の車を用いることがやむを得ないことについて、原則として、利用者及び申請に係る当該車についての実地調査結果を踏まえて、確認の要否を判断するものとする。

ただし、確認申請書に次の書類が添付されている場合には、利用者及び申請に係る当該車の実地調査に代えて、これらの書類の書面審査により確認の要否を判断してもよい。

(ア) 身体の状態により利用者が当該車を用いることがやむを得ない旨を疎明する書類

(例) 身体の状態により利用者が当該車を用いることがやむを得ない旨を証明する医師その他の身体の状態を判断することができる者の作成する書面

(イ) 当該車を製作又は販売する者の作成に係る当該車の大きさ（長さ、幅及び高さ）を証する書面

(3) 決裁

通知書、確認申請書を受理した警察署は、警部以上の階級にある者が確認証交付の適否を判断した上、副署長又は次長以上の決裁を受けるものとする。

(4) 確認証の交付

所轄警察署長は、確認を行ったときは、申請者に対し、確認証を交付するものとする。

(5) 本部報告

確認証を交付した際は、申請に係る書類及び確認証の写しを交通企画課企画第一係まで送付すること。

2 確認証の携帯

利用者が確認に係る身体障害者用の車を道路において利用する場合には、確認証を携帯させるものとする。

3 確認証の返納

利用者が確認に係る身体障害者用の車を利用しなくなったとき又は利用する必要がなくなったときは、速やかに確認証を当該所轄警察署長に返納させるものとする。

また、確認証の返納受理の際は、副署長又は次長以上の決裁を受けるものとする。

4 確認台帳の備え付け

申請を受理した所轄警察署長は、申請に係る利用者の氏名、住所及び身体障害者用の車の大きさ並びに確認証の交付・返納状況を管理するため、別記様式第4の確認台帳を備え付けるものとする。

5 運用上の留意事項

(1) 原動機を用いる身体障害者用の車で車体の大きさの基準に適合しないものは、その利用者がその大きさの当該車を用いることがやむを得ないことについて所轄警察署長の確認を受けない限り、道路交通法（昭和35年法律第105号）上の身体障害者用の車には該当しないことになることから、このような原動機を用いる身体障害者用の車を通行させている者を発見した場合には、速やかに所轄警察署長の確認を受けるよう指導すること。

- (2) 従前、原動機を用いる身体障害者用の車椅子として、確認証の交付を受けている者から改めて確認申請書の提出を受け、又は当該者に対して確認証を交付する必要はないので、その旨留意すること。
- (3) 本通達中の公的支給に係る原動機を用いる身体障害者用の車の取扱いに当たり、令和5年4月1日以降、別記様式第1の通知書を用いて市町長が通知することについて、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室と協議済みである。
- (4) 県民に対し、確認手続きの趣旨及びその内容等を広報するとともに、利用者に対して交通事故防止について指導を徹底すること。

〔 本件担当
交通企画課企画第一係  〕

別記様式第 1

通 知 書

年 月 日

警察署長 殿

通知者

印

道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第1条の5第1項第1号に定める車体の大きさの基準に該当しない身体障害者用の車の購入に要した費用を下記のとおり支給するので通知する。

記

- 1 受給者
住 所
氏 名

- 2 支給に係る身体障害者用の車の概要
 - (1) 車の名称
 - (2) 型式
 - (3) 製品番号
 - (4) 車の大きさ

長さ	センチメートル
幅	センチメートル
高さ	センチメートル

- 備考
- 1 身体障害者用の車とは、補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年厚生労働省告示第528号）に規定する電動車椅子をいう。
 - 2 当該支給に係る決定通知書及び判定書の写しを添付すること。
 - 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第2

7. 5	
第 号	交付 年 月 日
確 認 証	
<p>道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第1条の5第2項の規定に基づき、次の利用者が次の身体障害者用の車を利用することがやむを得ないことを確認する。</p>	
警察署長 印	
記	
1	利用者 住 所 氏 名
2	身体障害者用の車の概要
(1)	車の名称
(2)	型式
(3)	製品番号
(4)	車の大きさ
	長さ センチメートル
	幅 センチメートル
	高さ センチメートル
注意事項	
1	確認を受けた身体障害者用の車を道路で利用する場合には、必ずこの確認証を携帯して下さい。
2	確認証を受けた身体障害者用の車の利用を止めた場合は、速やかに確認証を返納して下さい。

備考 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

別記様式第3

<p>確認申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">警察署長 殿</p> <p style="text-align: center;">申請者 住所 氏名</p> <p>道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第1条の5第2項の規定に基づき、同項の確認を申請します。</p>	
確認を受けようとする身体障害者用の車の利用者	住所
	氏名
利用者以外の者が申請する場合	(利用者との続柄)
理 由	
確認を受けようとする身体障害者用の車	車の名称
	型式
	製品番号
	<p style="text-align: center;">大きさ</p> <p>長さ センチメートル</p> <p>幅 センチメートル</p> <p>高さ センチメートル</p>

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

